

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和4年12月19日(2022.12.19)

【公開番号】特開2021-105123(P2021-105123A)
 【公開日】令和3年7月26日(2021.7.26)
 【年通号数】公開・登録公報2021-032
 【出願番号】特願2019-237217(P2019-237217)
 【国際特許分類】

C 0 8 F 2 2 0 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 L 3 3 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 F 2 / 2 2 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 0 8 F 2 2 0 / 1 0

C 0 8 L 3 3 / 0 6

C 0 8 F 2 / 2 2

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月9日(2022.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクリル酸エステル由来の結合単位(A)10~98.9重量%、メタクリル酸エステル由来の結合単位(B)1~50重量%、反応性基含有単量体由来の結合単位(C)0.1~10重量%及びその他の単量体由来の結合単位(D)0~30重量%からなり、メチルエチルケトン不溶解分のゲル量が30重量%以下で、重量平均分子量(Mw)が100,000~5,000,000の範囲であるアクリルゴム。

20

30

【請求項2】

灰分量が、1重量%以下である請求項1に記載のアクリルゴム。

【請求項3】

リン酸エステル塩又は硫酸エステル塩を乳化剤として使用し乳化重合したものである請求項1又は2に記載のアクリルゴム。

【請求項4】

乳化重合した重合液をアルカリ金属塩又は周期表第2族金属塩を凝固剤として使用することにより凝固させ、乾燥したものである請求項1~3のいずれか一項に記載のアクリルゴム。

40

【請求項5】

凝固後にスクリー押出機を用いて乾燥されたものである請求項1~4のいずれか一項に記載のアクリルゴム。

【請求項6】

前記スクリー押出機を用いた乾燥が、実質的に水分を含まない状態で行われたものである請求項5に記載のアクリルゴム。

【請求項7】

前記スクリー押出機を用いた乾燥が、減圧下で行われたものである請求項5又は6に記載のアクリルゴム。

【請求項8】

50

前記スクリー押出機を用いた乾燥後に、50 / hr 以上の冷却速度で冷却されたものである請求項5～7のいずれか一項に記載のアクリルゴム。

【請求項9】

アクリル酸エステル(a)、メタクリル酸エステル(b)、反応性基含有単量体(c)、及び必要に応じて共重合可能なその他の単量体(d)とからなる単量体成分を水と乳化剤とでエマルジョン化した後に重合触媒存在下に乳化重合して乳化重合液を得る乳化重合工程と、

得られた乳化重合液と凝固液を接触させて含水クラムを生成させる凝固工程と、

生成した含水クラムを洗浄する洗浄工程と、

洗浄した含水クラムをスクリー型押出機を用いて含水量1重量%未満まで乾燥する乾燥工程と、

を含むアクリルゴムの製造方法。

【請求項10】

スクリー型押出機の押出量(Q)と回転数(N)の比(Q/N)が、2～10の範囲である請求項9に記載のアクリルゴムの製造方法。

【請求項11】

請求項1～8のいずれか一項に記載のアクリルゴムからなるシート状又はペール状のアクリルゴム成形体。

【請求項12】

比重が、0.8以上である請求項11に記載のアクリルゴム成形体。

【請求項13】

請求項1～8のいずれか一項に記載のアクリルゴムを含むゴム成分、充填剤及び架橋剤を含んでなるゴム組成物。

【請求項14】

請求項13に記載のゴム組成物を架橋してなるゴム架橋物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のアクリルゴムにおいて、灰分量が1重量%以下であることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、リン酸エステル塩又は硫酸エステル塩を乳化剤として使用し乳化重合したものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、乳化重合した重合液をアルカリ金属塩又は周期表第2族金属塩を凝固剤として使用することにより凝固させ、乾燥したものであることが好ましい

。

本発明のアクリルゴムにおいて、凝固後にスクリー押出機を用いて乾燥されたものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、前記スクリー押出機を用いた乾燥が、実質的に水分を含まない状態で行われたものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、前記スクリー押出機を用いた乾燥が、減圧下で行われたものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、前記スクリー押出機を用いた乾燥後に、50 / hr 以上の冷却速度で冷却されたものであることが好ましい。